(4)　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和八年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

(5)　(1)から(4)までに掲げる数及び都道府県の項第九号33から41までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和八年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［３・４　略］

５　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和八年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和八年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和八年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

［６～20　略］

21　児童扶養手当支給者数は、令和六年度実施事業として地方厚生局に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

［22　略］

23　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times C \times 5.994}{A}$$

算式アの符号

(4)　特別利用保育等に係る子どもの数　園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和七年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

(5)　(1)から(4)までに掲げる数及び都道府県の項第七号33から41までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和七年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［３・４　同上］

５　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和七年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和七年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和七年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

［６～20　同上］

21　児童扶養手当支給者数は、令和五年度実施事業として地方厚生局に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第８号付表２中「支出済額（Ａ列）」の延月人数の「全部支給者」、「一部停止者」、「13条の２」、「13条の３」及び「13条の２かつ13条の３」の数の合計数とする。

［22　同上］

23　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{B \times C \times 5.570}{A}$$

算式アの符号